

令和元年度
工事及び委託監査に伴う技術調査委託
報告書

目黒清掃工場建替工事（建築・建築機械設備分野）

令和2年1月



目 次

担当技術士一覧

まえがき	-----	1
第1章 調査概要	-----	1
1.1 調査目的	-----	1
1.2 調査実施日	-----	1
1.3 調査場所	-----	1
1.4 出席者	-----	1
1.5 日程	-----	2
1.6 調査方法	-----	2
1.7 工事概要	-----	2
1.8 建築計画概要	-----	2
1.9 解体工事（旧工場）	-----	3
第2章 調査業務内容	-----	4
2.1 計画分野	-----	4
2.2 特記仕様書	-----	4
2.3 契約	-----	7
2.4 実施設計図書	-----	7
2.5 積算書	-----	8
2.6 施工	-----	9
第3章 総合評価	-----	13
むすび	-----	13

総括管理技術士
理事長

原田敬美 技術士(建設部門) 印
登録 No. 24446
工学博士

部門統括技術士
建設委員長

石川敏行 技術士(電気電子部門) 印
登録 No. 21921

担当技術士

原田敬美 技術士(建設部門) 印
登録 No. 24446
工学博士

特定非営利法人 地域と行政を支える技術フォーラム
〒106-0032
東京都港区六本木 3-14-9 妹尾ビル 4F
TEL 03-3403-2325 FAX 03-3403-0734

まえがき

本技術調査報告書は、東京二十三区清掃一部事務組合の工事及び委託監査に伴う技術調査委託として、対象工事の建築分野について建設部門の技術士の観点から調査及びヒアリングを行い、その適否、あるいは問題点の把握・分析を行った結果の報告である。

第1章 調査概要

1.1 調査目的

本報告書は、専門技術者の立場から主として、当該工事に係わる①計画分野、②特記仕様書、③契約、④実施設計図書、⑤積算、⑥施工に関する事項に対して調査を実施し、これらの諸事項に係る妥当性、公正性、適正性、経済性、公平性の確認を行うことを目的としたものである。

1.2 調査実施日 令和元年11月15日(金)

1.3 調査場所 目黒清掃工場建替工事現場監督員事務所2階会議室
及び施工現場

1.4 出席者

建設部 工場建設担当課長	佐藤 茂 (機械)
(建築、建築機械設備)	
建設部建設課 工場建設担当係長	平原 孝則 (建築)
建設部建設課 工場建設担当係長	大島 智史 (建築)
建設部建設課 工場建設担当係長	廣瀬 秋男 (機械)
建設部建設課 工場建設第二係主任	玉木 良幸 (機械)
監査事務局長	高橋 知之
監査担当係長	榊原 孝一
監査担当係長	金子 信之
技術士 (建築・建築機械設備)	原田 敬美

1.5 日程

- 10時00分：工事の概要説明
- 10時15分：技術審査及び質疑
- 12時00分：休憩
- 13時10分：技術審査及び質疑
- 14時40分：現場状況の確認
- 15時40分：講評
- 16時00分：終了

1.6 調査方法

工事調査は、下記手順により実施した。

- (1) 建設部建設課による工事概要説明
- (2) 計画分野の調査
- (3) 特記仕様書の調査
- (4) 契約の調査
- (5) 実施設計図書の調査
- (6) 積算書の調査
- (7) 施工分野の調査

以上の事項について、担当課及び関係各位からのヒアリング、質疑応答、書類を基に調査を行ったものである。

1.7 工事概要

工事件名：目黒清掃工場建替工事

工事場所：目黒区三田二丁目19番43号

発注者：東京二十三区清掃一部事務組合 管理者

主幹部課：建設部建設課

請負者：JFE エンジ・清水建設特定建設工事共同企業体

契約金額：52,597,792,800円(税込) [当初契約金額51,470,640,000円(税込)]

工期：平成29年6月27日～令和5年3月15日

契約方式：総合評価落札方式

発注方式：設計・施工一括発注方式

1.8 建築計画概要

- (1) 工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート（高さ約24m）

- (2) 管 理 棟：鉄骨造 （高さ約 14m）
- (3) 煙 突：鉄筋コンクリート外筒・ステンレス内筒型（高さ約 150m）
- (4) 付 属 棟：計量棟、洗車棟等
- (5) 階 数：地上 5 階・地下 3 階
- (6) 敷地面積：29,760.30 m²（緩衝緑地含む）
- (7) 建築面積：14,301.75 m²
- (8) 延べ面積：35,747.59 m²（容積対象面積 31,179.34 m²）

1.9 解体工事(旧工場)

- (1) 工 場 棟：鉄骨鉄筋コンクリート造（地上 5 階・地下 3 階、高さ約 27m）
- (2) 管 理 棟：鉄筋コンクリート造（地上 3 階）
- (3) 煙 突：鉄筋コンクリート造外筒・鋼製内筒（高さ約 150m）
- (4) 付 属 棟：排ガス処理設備棟・飛灰搬出設備棟・洗車棟・計量棟 他

第2章 調査業務内容

2.1 計画分野

本事業の上位計画での位置付け、事業の必要性について質問し、以下の回答を得た。

東京二十三区清掃一部事務組合が平成27年2月に作成した「一般廃棄物処理基本計画」の施設整備計画について説明を受けた。

建築の寿命は、25年から30年というプラントの寿命に比較し長いですが、更新するプラントの規模、効率等に合わせると既存の建築構造体を活用することは困難であり、プラントの更新に合わせ建築の建替えを行うものである。

(まとめ)

本事業は、東京二十三区清掃一部事務組合の上位計画に位置付けられている。従前の老朽化したプラントの更新、それに伴う建築建替という必要な事業である。

2.2 特記仕様書

発注条件書としての特記仕様書の内容について客観性、合理性、技術上の妥当性等の観点から調査した。多くの項目の中から、清掃工場の固有の課題と立地上の観点から、法令遵守、清掃工場の特性からの汚染物質対策、目黒川に隣接していることから浸水対策、設計・施工の中で現況調査、地球温暖化対策、解体工事、本体工事、及び、建築機械設備工事について重要な項目を調査対象とした。

(1) 関係法令遵守

特記仕様書の一般事項に関係法令遵守と記載され、関連する法令条例が記載されている。その中で地域性という観点から目黒区の条例、東京都の指針をどのように満足したか調査した。また、清掃工場という特性から環境汚染に関する法令条例をどのように抽出し、設計でどのように対応したか確認を行った。

① 条例関係

条例関係のリストの中から、特に目黒区の条例について重要と思われる以下の項目について確認を行った。設計に際し関係すると思われる条例は、目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例、目黒区景観条例、目黒区みどりの条例である。

以下の回答を得た。

住環境整備に関する条例について、工事計画に関し事前協議書を提出し、目黒区の行政指導に基づき指導を受けた。

景観条例について、景観審議会・アドバイザー会議に2回出席し、次の要望

があった。1) 目黒川沿いの防音壁に圧迫感があるのでセットバックして欲しいとの要望に対し、構造的に対応できないため、植栽等で覆うことになった。2) 従前の工場の白壁は日光に反射し眩しいので改善して欲しいとの要望に対し、外壁に使う PC 版に凹凸をつけ影を出し、眩しさを減少させることとした。

みどりの条例について、既存樹木の保存に関して協議し、保存すべき樹木の本数を決めた。

目黒区の条例に基づく対応は適切である。

② 指針・要綱等

指針・要綱等のリストの中から、特に本工事に重要と思われる東京都の指針と目黒区の指導要綱について確認を行った。ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン、東京都土壤汚染対策指針、目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱、目黒区建築物浸水予防対策指導要綱に対する配慮内容である。設計に際し必要な指針・要綱等が記載されている。

以下の回答を得た。

ダイオキシン類発生防止等ガイドラインについて、建築の解体工事の前に、施設管理部がダイオキシンの清掃を行った。その後建設部が建築の解体工事を実施した。

東京都土壤汚染対策指針について、法令に基づき土壤汚染調査を行った。

目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導指針、目黒区建築物浸水予防対策指導指針について、浸水予防対策について、大雨に対し雨水抑制槽を設置した。目黒区の基準は1時間あたり60mmの大雨であるが、本設計では100mm対応とした。

東京都の指針と目黒区の指導要綱に基づく対応は適切である。特に目黒区の1時間あたり60mmの基準に対し余裕を持たせ100mmとしたのは適切な判断である。

(2) 環境影響評価の遵守について、清掃工場は環境影響調査対象工事であり、必須の項目である。大きな課題はなかった。ゴミ処理によって引き起こされる恐れのある問題は特記仕様書で特記されている。

一例として、悪臭防止、振動対策等であるが、環境影響評価書では全て規制値内である。また、屋上緑化、壁面緑化は目黒区のみどりの条例などで規定された基準値以上に配置した。

環境影響評価書等に基づく対応は適切である。

(3) 設計・施工の実設計内容について、①敷地現況測量(敷地境界確認、真北、周辺建築物、・・・)と記載されており、家屋調査の範囲について確認を行い、「敷地境界から30m以内の家屋調査をする。」と回答を得た。

特記仕様書の環境保全対策等で「工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要綱」を参考に行うと記載がある。その要綱において、家屋調査範囲として

民有地側 30m の記載がある。

② ボーリング調査について、4 箇所以上、GL-60m と記載されている。その根拠について質問した。

「環境影響評価書では深度 55m まで調査を行っていたが、地盤面下-10m で N 値 50(注 1)を超える支持層があり、最も深い灰汚水槽が-25m であることから、東京都都市整備局建築指導課に確認を行った上、深度を 30m 程度とした。箇所数は 4 か所を 5 か所としている。」との回答を了解した。

(注 1)N 値：地層の硬さを示す値。63.5kg のハンマーを 75cm 落下させ、30 cm 土中に打込む回数のこと。N 値が大きいほど地層は硬い。N 値 50 は硬い安定地層。

③ 仮設物で仮囲いについて地域景観の配慮は適切である。

監督員事務所、従事している女性監督員・作業員への配慮（ロッカー、トイレ）は適切である。今後、社会の動向として、防犯対策、快適職場についても重要な要素であり、含めることが好ましい。

④ 建設副産物処理の記載内容は適切である。

⑤ 施工のかし担保の記載内容は適切である。

(4) 全体計画の設計指針

地球温暖化の防止について、社会経済動向からすると適切である。

省エネルギー計算書が 2018 年 8 月 28 日付けで作成されたことを確認した。

(5) 解体工事

① 土壌汚染状況調査等は適切である。

② 施工管理については環境調査でダイオキシン、アスベストの調査を行うことは適切である。

③ 施工については工場棟、管理棟を全て覆い、可能な限り粉じんの飛散防止や騒音を抑えられる工法を採用、また、煙突部の躯体・基礎の解体にあたり粉じんの飛散防止や騒音を抑えられる工法を採用し、併せて、解体部を養生しながら解体することについての記述内容は適切である。

アスベスト含有機材についての記載内容は適切である。

(6) 建築本体工事の平面・断面計画

工場棟、管理棟の浸水対策で、1 階床高を設計地盤より 300 mm 程度のレベルと記載されている根拠について確認を行った。

「他工場では GL+100 で 1 階を設定しているが、目黒工場では目黒区のハザードマップを基に若干高めに設定した、工場の敷地は隣接地の田道ふれあい館より +700 であり、1 階の浸水の恐れはないと判断した。」との回答を了解した。

(7) 建築機械設備工事の空調換気設備

換気設備の設計室内条件で炉室、洗煙設備室、飛灰処理室、水銀揮散の恐れ

がある室は水銀濃度が $25 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と記載されている。その根拠について確認を行った所、「厚生労働大臣が定める規定に基づく。」との回答で了解した。

(8) 特記仕様書添付資料の管理用諸室 設計仕様一覧表で、エントランスホール床材は磁器質 300 角タイル、職員用玄関は磁器質 100 角タイルと記載され、各々のサイズが異なる。その理由について確認を行った所、「エントランスホールは意匠的に質の高いものを選択した。」との回答を了解した。

(まとめ)

特記仕様書の内容は適切である。特に、目黒区に対する配慮は好ましい。

なお、以下の内容について検討されたい。監督員事務所について、防犯対策、一層の快適職場に配慮されたい。

2.3 契約

(1) 発注方式

発注方式、その結果について確認を行った。「プラントと建築の設計、施工を分離すると事業期間が長くなることや一体的な設計・施工を確保するなどの観点から建設会社とプラント会社の共同企業体に対して性能発注とした。総合評価落札方式である。」との回答を得、了解した。

(2) 結果

「応募した共同企業体は 1 者である。評価点の配分は、技術提案 75 点、金額 25 点、合計 100 点である。審査の結果、技術点は 52 点であった。過去の技術点の平均値は 54 点で、本提案書の技術力は十分確保できていると判断した。」と説明を受け、了解した。

(まとめ)

性能発注、総合評価方式は問題ない。しかし、応募が 1 者は好ましくない。今後は複数者の応募があるよう努められたい。

2.4 実施設計図書

(1) 地上部解体工事 (意匠・外構)

①地上部の定義について、断面図で、地上部は GL から 3m 下に設定されている。

その根拠について確認し以下の回答を得た。「GL から -3m の位置に汚水処理施設があり、ダイオキシン対策から、その範囲までをプラント工事とし地上部とするという考え方である。」との説明を了解した。

②煙突の解体について、煙突の解体撤去平面図と解体撤去立面図、断面図が作成されている。内容は積算、施工のために必要十分である。

③汚染物質飛散防止対策について、アスベスト、ダイオキシンなど汚染物質に関し、解体前に清掃をし、汚染物質がない状態にして、建設部が引き継ぐ手順

である。環境対策の面から適切である。

(2) 意匠図

①法規チェックシートの内容は適切である。

②内外仕上表で特記仕様書と異なる部分について確認し、以下の回答を得た。
管理棟の構造は当初、鉄筋コンクリートであったが、鉄骨造に変更し、外壁を押し出し成型セメント板とした。緩衝緑地の地下にある封じ込め槽のアースアンカーが建設地に残存しており、通常の杭径が打設できず、小さな杭を打つこととなったため鉄骨造に変更した。構法の変更はやむを得ないと判断する。

③配置図で、建物の配置計画は従前の配置に基づき特記仕様書の内容通りである。建物高さは従前の約27mから約24mと低くし、近隣への配慮がされている。一方、深さは、従前の約10mから20mと深くした。

特記仕様書と異なる内容は、騒音、振動、臭気拡散防止のため、構内通路に屋根を掛けることとした。また、駐車場に屋根掛けし人工地盤とし、緑化した。

立面図について、外壁の仕上で特記仕様書に基づき、従前の工場の壁面の色は白で、日光に反射し眩しいので改善して欲しいとの目黒区の景観審議会の要望を受け、外壁に使うPC板に凹凸を付け影を出し、眩しさを減少させることとしたことは適切である。

④断面図で、通り芯の記号が記載されていないものがある。今後気を付けられたい。

⑤工場棟換気器具表について、特記仕様書で、炉室は極力スポット送風を行うと記載されている。具体的にどのようにするか確認した所、「送風機の系統図は作成されているが、詳細の容量計算などは今後の詳細設計の際、炉室の主要動線があるところに送風を行いたい。」との回答を得、了解した。

(まとめ)

実施設計図書は特記仕様書を反映し、積算、施工するのに必要十分な内容である。

なお、断面図で通り芯が記載されていない図面がある。今後気を付けられたい。

2.5 積算書

(1) 工場棟

土工事で根切り 136,362 m³、残土処分、また、埋戻しに搬入土と記述されている。特記仕様書の建設発生土の再利用と記載されている。積算書の内容は実施設計図書に基づくので特記仕様書の指示内容と同一とならない場合がある。

確認を行った所、「根切土を仮置きするスペースが無くやむなく処分し、搬入土を利用した。」との説明を了解した。今後、特記仕様書を作成する際、敷地状

況を配慮し、現実的な対応方法を記載されたい。

排水設備、(ディープウェル一式)、排水公課(注)、山留壁(SMW)一式、コンクリート、地下部、基礎コンクリート(ごみバンカー)2,488 m³の根拠、鉄筋D32:700tなどの根拠について確認を行った。すべての質問に対し、「設計施工の発注の業者見積であり、その根拠について過去の実績と比較し妥当であるかは確認している。」との回答であった。

(注)排水公課:下水道局に納める使用料金。

(2) 管理棟

管理棟の土工事で根切り2,676 m³、埋戻しが755 m³(根切土)、搬入土216 m³と記載されている。残土処分が1,922 m³で合計2,677 m³と記載され1 m³の差がある。その差について質問したところ、「小数点以下の端数処理による誤差である。」との説明を了解した。

杭地業で、杭の単価、コンクリート工事、躯体コンクリート・夏季(暑中コンクリート)の196 m³の根拠について確認した。上記と同様、「設計施工の発注の業者見積であり、その根拠について過去の実績と比較し、妥当であるかは確認している。」との回答であった。

(3) 建築機械

衛生器具設備工事の大便秘器について、特記仕様書で女性用トイレは擬音装置付きと記載されているが、積算書には擬音装置付きと書かれていない。それについて確認した所、「ウォッシュレットに擬音装置が内蔵されている。」との説明を了解した。

(まとめ)

積算書は全体として適切と判断する。

2.6 施工

施工分野の各項目について確認をし、以下の通り回答を得た。

(1) 進捗率

進捗率は10月末現在、全体は16.18%(マスター工程15.0%)、解体工事87.6%(マスター工程78.54%)、建築工事13.8%(マスター工程13.4%)である。概ねマスター工程通り進捗している。工程管理は適切である。

(2) 諸手続き

計画通知確認済証(平成30年12月26日付け)を確認した。また、特記仕様書で規定されている通り、労働者災害補償保険加入確認書、建設業退職金共済制度加入届(平成29年9月14日付け)を品川労働基準監督署に提出したこと確認した。

現場代理人及び主任技術者等通知書が平成29年10月5日提出されたことを

確認した。また、現場代理人の監理技術者資格証、講習修了書など資格者証を確認した。諸手続きは適切である。

(3) 土壌汚染調査

特記仕様書に記述されているように、法令に基づき調査をした。調査は東京都の指定機関が実施することになっているが、請負者の清水建設も指定機関になっており、請負業者が調査を担当した。過去の地歴を基に、土壌汚染の恐れのある区画は基本的に10m単位とした。緩衝緑地の表層で鉛の含有が判明した箇所は、立入禁止措置を行った上で掘削除去した。建替工事範囲の汚染区域についても掘削除去を行っている。緩衝緑地の旧地盤表層(地下2.5m)で汚染が判明した箇所は、ほとんどが建替工事範囲外で、かつ健康被害の恐れのない区画に指定されたため、管理棟建設に必要な範囲のみ掘削除去し、それ以外は残置している。対応方法は適切である。

(4) 安全管理

長期に亘る大規模工事で安全管理は本工事の重要な要素の一つである。安全管理の内容について質問した。共同企業体が毎月1回特別安全協議会を開催し、施工の安全対策を実施している。また、一組、監理会社と共同企業体が毎月1回合同パトロールを実施しているとの説明を了解した。

特別安全協議会第25回(2019年10月25日)の記録を調査した。安全協議会会長から「工場棟で多数の重機が稼働しており、重機災害を起さないよう巻き込まれ、吊荷落下、オペレーター自身も接触災害を起さないよう周囲の確認。管理棟では高所作業が続き、墜落災害防止に努めること。」と注意があった。また、他の施工現場での事故の報告がされ、具体的な注意がされた。

安全パトロールの具体例として、令和元年10月24日、重機の旋回時の衝突防止のため突起物を設置させたこと、また、敷き鉄板が一部ずれており、並び替えさせたこと等是正写真と併せて説明があった。

令和元年11月の工事安全衛生管理計画書を調査した。週毎に工事の内容に伴い予想される災害が記載され、それを基に災害防止実施事項、さらに重点実施項目が記載されている。具体的に、第1週は作業エリアの区画とパーゲー合図の徹底、第2週はクレーンアウトリガーの張り出し位置と地盤の確認、第3週は玉掛け治具点検、第4週は可燃物の除去と消火設備の準備、第5週は高所作業時の墜落災害防止措置の徹底と記載されている。

安全管理は適切である。

(5) 環境保全

特記仕様書の環境影響評価書の遵守の中で、一例として、悪臭防止、振動対策等であるが、環境影響評価書では全て規制値内である。

ダイオキシン、アスベスト対策について、特記仕様書に基づき、解体前、解

体中、解体工事後に4箇所測定する。解体中は毎月測定している。環境測定は適切である。

(6) 住民対応

解体工事着手前に、解体工事説明会を4回行った。(同じ場所で午前、午後に行ったところもある。)建設工事についても同様に住民説明会を行った。

本計画は1万㎡を超える建築物なので、都条例のみと理解していたが、目黒区の「中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」にも該当したため目黒区の条例に基づき、1H(建築の最高高さ)の範囲で約100世帯を戸別訪問し工事内容を説明した。住民対応は、東京都と目黒区の条例に基づき丁寧に対応しており、適切である。

(7) 交通対策

環境影響評価書では山手通りからの進入を想定したが、目黒川に架かる中里橋の重量制限が35tであり、制限重量を超える恐れがある大型重機が進入する際は例外的に恵比寿駅方面から出入することと進入路を変更した。変更は止むを得ない。大型重機の進入回数は限られ、かつ、進入に際し交通安全対策をしておき問題ない。

(8) 解体工事

建築の解体前に施設管理部がプラントのダイオキシンの清掃を行い、その後、建設部が解体工事を実施した。解体工事では特記仕様書に基づき、全覆い仮設テントを建設し、フィルター付きの負圧集じん機により内部を負圧にし粉じんが外部に漏れないようにした。テントの中で解体工事をした。要綱に準じて、前室を設け外部と区画し、出入りする際エアシャワーを設け、作業員についての粉じんを除去した。付属棟は防音パネルを設置した上で解体した。

アスベスト対策について、解体前、東京二十三区清掃一部事務組合が調査をし、外壁の塗装に含まれていることが判明した。外壁面は高圧洗浄工法で表面の塗装を削ぎ落とす方法である。

特記仕様書に基づき請負業者が調査を行い、渡り廊下の床下、復水器ヤードに石綿含有建材があることが判明した。請負業者が適正に処理、処分したと説明を受けた。

煙突の解体について、移動式足場を設置し、リフトアップし、上からワイヤーソー(切断機械)で短冊状に切断し、タワークレーンにより煙突内部を通して吊おろし、全覆いテント内で破碎し、搬出した。煙突の高さ18m以下はテントを増設し重機により解体した。工事写真で解体工事が特記仕様書通り適切に行われている状況を確認した。解体工事は適切と判断する。

(9) 管理棟の施工

管理棟の杭工事について、杭の納品検査の写真の一部(P2)(平成31年1月9

日付け)を確認した。

杭の打設結果について確認をし、「杭芯ズレなし、垂直性は許容範囲内であった。」と説明を受け、了解した。

管理棟のコンクリート打設について、強度試験などの成績は合格であった。打設量合計は1,871.5 m³(2月28日から8月28日まで)である。積算書では1,789.1 m³と記載されている。概ね積算量とおりである。

鉄筋の納品量は3月から7月まで192.2tである。積算書では143.9tと記載されている。納品量が積算量を上回っている。

法定掲示物は周囲の道路に面して掲示されている。

建設副産物処理について、リサイクル計画書(平成29年10月23日)とリサイクル報告書は毎月作成されている。

管理棟の施工は特記仕様書、設計図書に基づき適切に行われたと判断する。

(10) 作業環境

施工現場は整理整頓されている。女性用トイレがプライバシーに配慮しつつ設置されているのは好ましい。作業員の休憩所について、作業員が体調不良の際に横臥できるよう畳一枚程度のスペースを確保されたい。また、植物や花を置くなど一層の快適職場づくりに配慮されたい。

(まとめ)

進捗、施工体制、諸手続き、安全管理、住民対応、解体の施工管理、煙突解体の施工管理、杭工事、施工現場の整理整頓、プライバシーに配慮した女性用トイレなど適切である。なお、作業員休憩所では横臥できる畳一枚程度の空間を用意されたい。休憩所には花、植物を置くなどし、一層の快適職場に配慮されたい。

第3章 総合評価

今回の技術調査における総合評価は以下の通りである。

- (1) 本事業は、東京二十三区清掃一部事務組合の上位計画に位置付けられている。従前の老朽化したプラントの更新に伴う建築建替という必要な事業である。
- (2) 特記仕様書の内容は適切である。特に目黒区に対する配慮は好ましい。また、監督員事務所で女性への配慮の記載は好ましい。
- (3) 契約について、性能発注、総合評価方式は問題ない。しかし、応募が1者は好ましくない。今後は複数者の応募があるよう努められたい。
- (4) 実施設計図書は特記仕様書を反映し、積算、施工するのに必要十分な内容である。断面図で通り芯が記載されていない図面がある。今後気を付けられたい。
- (5) 積算書は全体として適切と判断する。
- (6) 施工について、進捗、施工体制、諸手続き、安全管理、住民対応、解体の施工管理、煙突解体の施工管理、杭工事、施工現場の整理整頓、プライバシーに配慮した女性用トイレなど適切である。作業員休憩所では横臥できる畳一枚程度の空間を用意されたい。休憩所には花、植物を置くなどし一層の快適職場に配慮されたい。

むすび

今回の工事調査はサンプリング調査により実施したもので、調査範囲から限られた結果に基づき判断を示した。大切な公金が区民のため適切かつ効果的に使用されるよう、今後も合理性、公益性、安全性、経済性に配慮し清掃工場建設に取り組んでいただくよう要望したい。